

2021 年度行政書士試験向け「合格講座講義録」訂正のお知らせ

2021 年 3 月 5 日

LEC 行政書士講座をご受講いただきましてありがとうございます。

2021 年度行政書士試験向け講座の使用教材である「合格講座講義録」につきまして、以下のような訂正箇所がございます。大変おそれいりますが、ご確認をお願いします。

GU21001 『2021 行政書士試験 合格講座講義録【憲法・基礎法学】』

(p. 256) **コメント**、上から 6 行目～7 行目

年 3 月 4 日、最高裁判所第 3 小法廷は大法廷に回付した。これにより、前記の昭和 35 年判例が見直される可能性がある(2020(令和 2)年 7 月 31 日現在)。

↓ (訂正)

年 3 月 4 日、最高裁判所第 3 小法廷は大法廷に回付した。同年 11 月 25 日、最高裁判所大法廷は、前記の昭和 35 年判例を変更して、「出席停止の懲罰は、議会の自律的な権能に基づいてされたものとして、議会に一定の裁量が認められるべきであるものの、裁判所は、常にその適否を判断することができるというべきである。」とした。

▼ 判例：地方議会議員に対する出席停止の懲罰（最大判令 2. 11. 25）

事案

本件は、岩沼市議会……の議員であった被上告人が、市議会から科された 23 日間の**出席停止の懲罰**……が違憲、違法であるとして、上告人〔岩沼市〕を相手に、その取消しを求めるとともに、議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例……に基づき、議員報酬のうち本件処分による減額分の支払を求める事案である。

判旨

出席停止の懲罰は、……公選の議員に対し、議会がその権能において科する処分であり、これが科されると、当該議員はその期間、会議及び委員会への出席が停止され、議事に参与して議決に加わるなどの議員としての中核的な活動を行うことができず、**住民の負託を受けた議員としての責務を十分に果たすことができなくなる**。このような出席停止の懲罰の性質や議員活動に対する制約の程度に照らすと、これが議員の権利行使の一時的制限にすぎないものとして、その適否が専ら議会の自主的、自律的な解決に委ねられるべきであるということとはできない。

そうすると、**出席停止の懲罰は、議会の自律的な権能に基づいてされたものとして、議会に一定の裁量が認められるべきであるものの、裁判所は、常にその適否を判断することができるというべきである**。

GU21002 『2021 行政書士試験 合格講座講義録【民法Ⅰ 総則・物権】』

(p. 120) **事例 34**、上から 5 行目

し、買りに応じない。B の主張は認められるか。

↓ (追加)

し、**買取**りに応じない。B の主張は認められるか。

GU21003 『2021 行政書士試験 合格講座講義録【民法Ⅱ 債権・家族法】』

(p. 291) **MEMO**、上から 3 行目

関係ではない。譲受人の債務者への通知または債務者の承諾の具備は、債権の譲

↓ (訂正)

関係ではない。譲渡人の債務者への通知または債務者の承諾の具備は、債権の譲

GU21004 『2021 行政書士試験 合格講座講義録【行政法Ⅰ 総論・手続法】』

(p. 135) **MEMO**、上から 1 行目

「申請によつて求められた許認可等をしない処分」とは、不許可、不

↓ (訂正)

↓ (訂正)

「申請により求められた許認可等を拒否する処分」とは、不許可、不

GU21005 『2021 行政書士試験 合格講座講義録【行政法Ⅱ 救済法・地方自治法】』

(p. 432) **MEMO**、上から 2 行目

住民訴訟は、当該普通地方公共団体の事務所の所在地を管

↓ (削除)

生命また

ご迷惑をおかけしまして申し訳ございません。どうぞよろしくお願いいたします。

LEC 東京リーガルマインド 行政書士試験部